

9. その他の制度について

9) マル優制度

身体障害者手帳の交付を受けている方などについて、一人あたり元本350万円まで利子等に税金がかからない制度です。

《手続き》

詳細は金融機関窓口にお問合せください。

【担当】 各金融機関窓口